

健康局発注の業務委託契約案件における随意契約の結果について(特名随意契約分)

| No. | 案 件 名 称                                        | 委託種目         | 契約の相手方        | 契約金額(円)<br>(税込) | 契約日     | 根拠法令                      | <a href="#">随意契約理由<br/>(随意契約理由番号)</a> | WTO |
|-----|------------------------------------------------|--------------|---------------|-----------------|---------|---------------------------|---------------------------------------|-----|
| 1   | 健康管理システムにおけるがん検診等追加対応業務委託                      | 10 情報処理      | 日本コンピューター株式会社 | 1,650,000       | R8.5.1  | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 | 別紙のとおり                                | -   |
| 2   | 健康管理システムにおける歯周病検診追加対応業務委託                      | 10 情報処理      | 日本コンピューター株式会社 | 5,280,000       | R8.5.1  | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 | 別紙のとおり                                | -   |
| 3   | 令和8年度大阪市職員(保健師)採用試験にかかる試験問題作成等業務委託(概算契約)       | 13 その他<br>代行 | 株式会社公職研       | 1,003,200       | R8.5.7  | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 | 別紙のとおり                                | -   |
| 4   | 予防接種台帳管理システムRSウイルスワクチン<br>定期接種対応にかかるシステム改修業務委託 | 10 情報処理      | 日本コンピューター株式会社 | 1,980,000       | R8.5.18 | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 | 別紙のとおり                                | -   |
| 5   | 保健管理システム(標準準拠)社会保障・税番号<br>制度対応にかかるシステム改修業務委託   | 10 情報処理      | 日本コンピューター株式会社 | 5,500,000       | R8.5.18 | 地方自治法施行令<br>第167条の2第1項第2号 | 別紙のとおり                                | -   |

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

健康管理システムにおけるがん検診等追加対応業務委託

### 2 契約の相手方

日本コンピューター株式会社 東京営業所

### 3 随意契約理由

健康管理システムは、日本コンピューター株式会社が独自の技術により開発したシステムであり、システム改修については上記業者以外では技術面の対応が不可能であり、上記業者以外が実施した場合、不具合が生じた際の責任の所在が不明になり、著しい支障がでる恐れがあることから、本件業務を委託することが対応できるのは、開発業者である日本コンピューター株式会社のみである。以上のことから、上記相手方と特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

健康局健康推進部健康づくり課（健康づくり）（電話番号 06-6208-9963）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

健康管理システムにおける歯周病検診追加対応業務委託

### 2 契約の相手方

日本コンピューター株式会社 東京営業所

### 3 随意契約理由

健康管理システムは、日本コンピューター株式会社が独自の技術により開発したシステムであり、システム改修については上記業者以外では技術面の対応が不可能であり、上記業者以外が実施した場合、不具合が生じた際の責任の所在が不明になり、著しい支障がでる恐れがあることから、本件業務を委託することが対応できるのは、開発業者である日本コンピューター株式会社のみである。以上のことから、上記相手方と特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

健康局健康推進部健康づくり課（健康づくり）（電話番号 06-6208-9963）

## 随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度大阪市職員（保健師）採用試験にかかる試験問題作成等業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

株式会社 公職研

3 随意契約理由

獣医師、薬剤師、保健師、栄養士等の医療職にかかる職員採用試験（以下「医療職採用試験」という。）については、「職員の任用に関する規則（平成28年（人）規則第2号）」により、人事委員会から任命権者に委任されており、健康局において実施している。

医療職採用試験については、各専門職種についての知識及び適性を有するかどうかを正確に判定するため「筆記試験」及び「口述試験」をあわせて行うこととしており、「筆記試験」の試験内容については、各職種に就くにあたって必要な知識を問う記述式による試験（以下「記述式専門試験」という。）を行うこととしている。

記述式専門試験にかかる試験問題の作成及び採点業務（以下「試験問題作成等業務」という。）については、専門性が非常に高いことから業務委託を行うものであるが、記述式専門試験においては、各専門職種についての基本的知識のみならず、行政を担う専門職種として必要な知識を有しているかの判定も行う必要があることから、業者選定にあたっては、「地方自治体における職員採用試験において、専門試験の試験問題作成等業務を受託した実績を有し、かつ、当局が指定する職種の記述式専門試験問題を提供できる」こととしている。

医療職採用試験における記述式専門試験にかかる試験問題作成等業務の実績について、各政令指定都市に照会し、回答を得た委託先は5者であったが、そのうち当局が求める職種の記述式専門試験問題の提供を行っているのは、株式会社公職研のみであったことから、上記相手方と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

健康局総務部総務課（電話番号06-6208-9922）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

予防接種台帳管理システムR S ウイルスワクチン定期接種対応にかかるシステム改修業務委託

### 2 契約の相手方

日本コンピューター株式会社 東京営業所

### 3 随意契約理由

本業務は、予防接種台帳管理システムの改修を委託するものである。

予防接種台帳管理システムとは、委託医療機関等に対する予防接種委託料の支払い及び個人の接種情報のデータ管理のために導入したもので、平成 25 年 4 月から稼働している。

予防接種台帳管理システムは、市民の安全に直結しており、システム障害など不具合が生じた場合には、早急な復旧が不可欠である。その改修業務を委託するにあたり、受注者は次の各要件を満たさなければならない。

#### (1) 安定的な運用

予防接種台帳管理システムは市民の安全に直結した重要なシステムであるため、業務に支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

#### (2) 効率的な仕様管理

予防接種台帳管理システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的に行えること。

#### (3) 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には早急な原因の見極めが行え、対応方法についての検討、実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合はその作業が速やかに行えること。

#### (4) 的確で効率的な運用支援

システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査が的確かつ迅速に行えること。

予防接種台帳管理システムは日本コンピューター株式会社が開発したパッケージソフトを一部カスタマイズしたものであり、開発当初から委託しており、本件業務は次の理由から同社に委託することが不可欠である。

(1) 日本コンピューター株式会社は予防接種台帳管理システムの設計・開発を行っており、当初開発からの仕様の細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯やそれに対するシステム改修状態も熟知している。そのため、機能追加や改修に際してもその調査・検討が容易である。

(2) 日本コンピューター株式会社は、障害発生時においても障害の現象からその原因調査が容易に可能であり、復旧対応等も正確かつ迅速に行える。

(3) 日本コンピューター株式会社は、問合せへの対応やデータの調査や修正にも速やかに

かつ正確に対応が行える。

- (4) 突発的な制度改正など早急に対応しなければならないような改修時に仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止させることなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきた当該業者でなければ、正確かつ迅速に行うことは不可能である。

以上のことから、日本コンピューター株式会社は本件業務を行うことができる唯一の事業者である。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

#### 5 担当部署

健康局保健所感染症対策課感染症グループ（電話番号 06-6647-0954）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

保健管理システム（標準準拠）社会保障・税番号制度対応にかかるシステム改修業務委託

### 2 契約の相手方

日本コンピューター株式会社 東京営業所

### 3 随意契約理由

本業務は、保健管理システム（標準準拠）の改修を委託するものである。

保健管理システム（標準準拠）では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二に基づき、保有する個人情報のうち情報提供に必要な情報を団体内統合宛名システムに連携し、中間サーバーに格納している。

団体内統合宛名システムのデータ標準レイアウトが令和8年6月に改版されるため、該当ワクチン種の副本登録にあたり、保健管理システム（標準準拠）の改修が必要となる。

保健管理システム（標準準拠）は、市民の安全に直結しており、システム障害など不具合が生じた場合には、早急な復旧が不可欠である。その改修業務を委託するにあたり、受注者は次の各要件を満たさなければならない。

#### （1）安定的な運用

保健管理システム（標準準拠）は市民の安全に直結した重要なシステムであるため、業務に支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

#### （2）効率的な仕様管理

保健管理システム（標準準拠）の仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的に行えること。

#### （3）障害発生時の迅速な対応

障害発生時には早急な原因の見極めが行え、対応方法についての検討、実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合はその作業が速やかに行えること。

#### （4）的確で効率的な運用支援

システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査が的確かつ迅速に行えること。

保健管理システム（標準準拠）は日本コンピューター株式会社が開発したパッケージソフトを一部カスタマイズしたものであり、開発当初から委託しており、本件業務は次の理由から同社に委託することが不可欠である。

- （1）日本コンピューター株式会社は保健管理システム（標準準拠）の設計・開発を行っており、当初開発からの仕様の細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯やそれに対するシステム改修状態も熟知している。そのため、機能追加や改修に際してもその調査・検討が容易である。

- (2) 日本コンピューター株式会社は、障害発生時においても障害の現象からその原因調査が容易に可能であり、復旧対応等も正確かつ迅速に行える。
- (3) 日本コンピューター株式会社は、問合せへの対応やデータの調査や修正にも速やかにかつ正確に対応が行える。
- (4) 突発的な制度改正など早急に対応しなければならないような改修時に仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止させることなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきた当該業者でなければ、正確かつ迅速に行うことは不可能である。

以上のことから、日本コンピューター株式会社は本件業務を行うことができる唯一の事業者である。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

#### 5 担当部署

健康局保健所感染症対策課感染症グループ（電話番号 06-6647-0954）